

投資信託説明書(交付目論見書)

2013年10月21日

りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド (愛称：攻守のチカラ)

追加型投信／内外／資産複合

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

- 委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]
大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
- ホームページ <http://www.daiwa-am.co.jp/>
- コールセンター 0120-106212(営業日の9:00~17:00)
- 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]
三井住友信託銀行株式会社

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資 形態	為替 ヘッジ
追加型	内 外	資産複合	その他資産(投資信託証券 (資産複合 資産配分変更型 (株式、債券、不動産投信)))	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について
くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ[<http://www.toushin.or.jp/>]をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉	
委 託 会 社 名	大和証券投資信託委託株式会社
設 立 年 月 日	1959年12月12日
資 本 金	151億74百万円
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	11兆5,427億75百万円
(平成25年8月末現在)	

- 本文書により行なう「りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド（愛称：攻守のチカラ）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成25年9月27日に関東財務局長に提出しており、平成25年10月13日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。）。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。



ファンドの目的

内外の債券、株式およびリート（不動産投資信託）に投資を行ない、市場の局面判断および投資対象のリスク水準等によって配分比率を調整することで、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色



8つの資産クラスの配分比率を調整することで分散投資を行ないます。



投資対象を相対的に価格変動リスクが小さいと考えられる資産（安定重視資産）と相対的に価格変動リスクが大きいと考えられる資産（成長重視資産）に区分します。

安定重視資産



成長重視資産

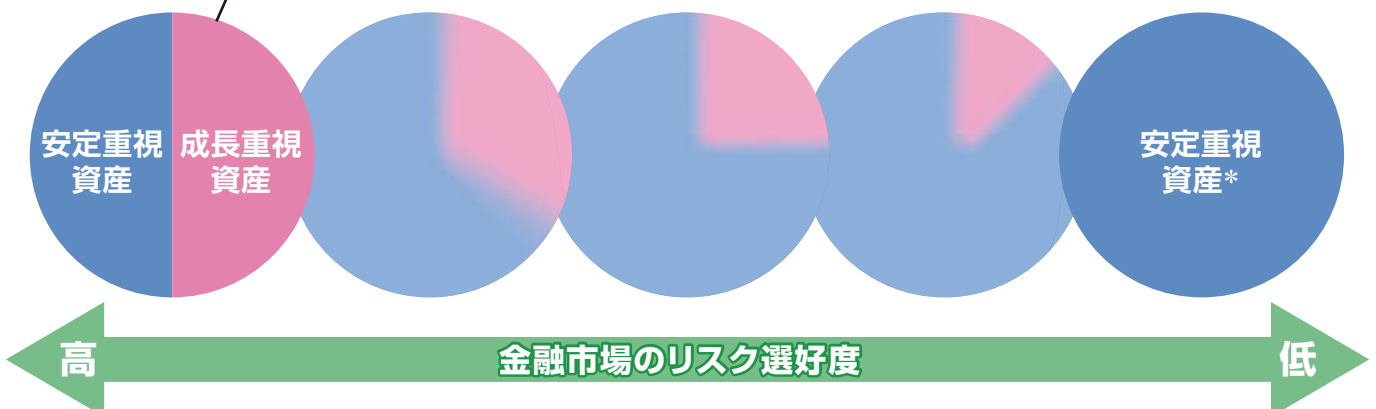


※各資産クラスへの投資にあたっては、各市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
※先進国国債・株式・リーートの資産クラスには、日本の国債・株式・リートを含みません。



安定重視資産および成長重視資産の組入比率を、市場の局面判断に基づいて定期的に見直します。

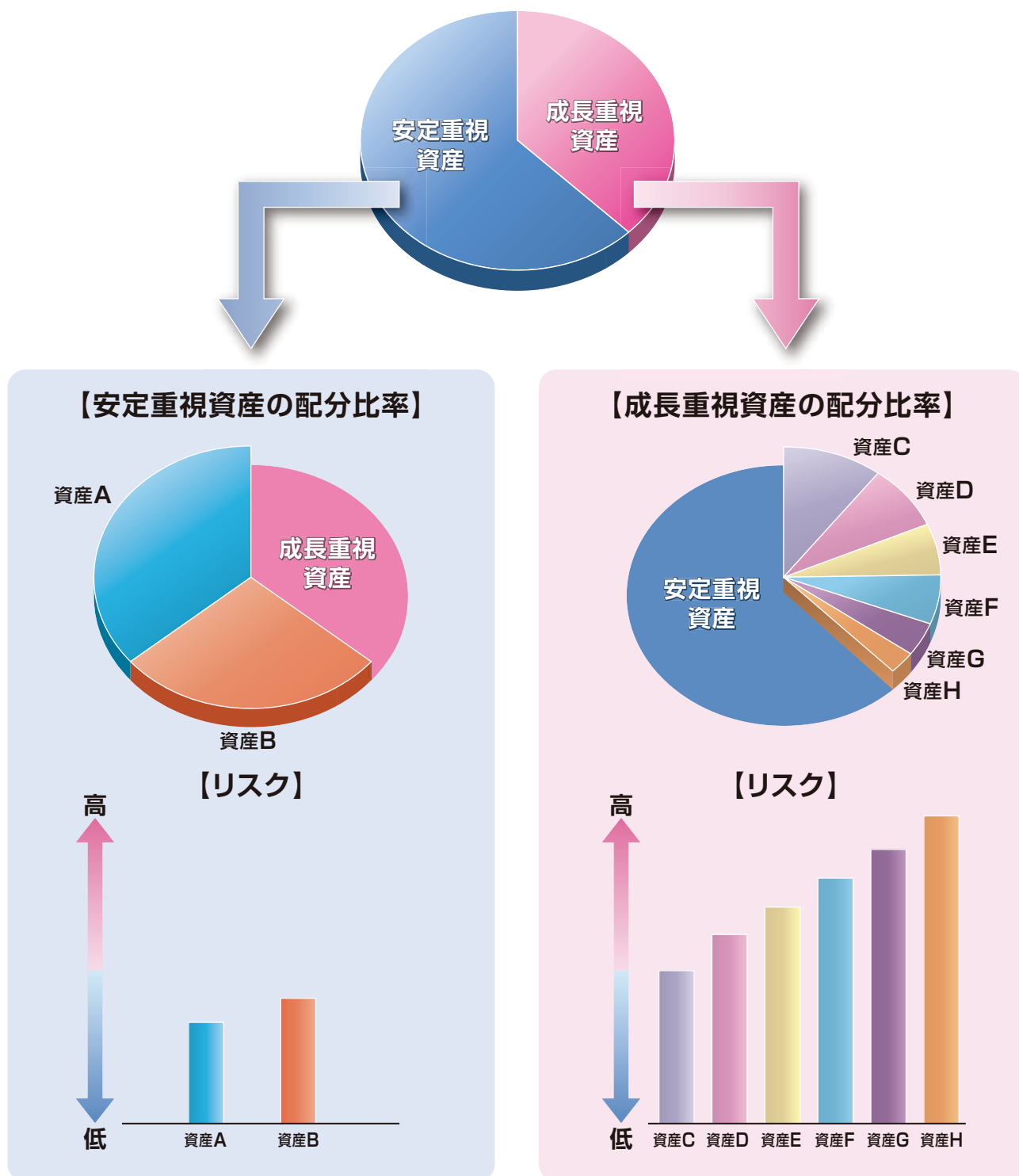
見直しの際、成長重視資産の組入比率は、信託財産の純資産総額の50%程度以下とします。



*市場環境によっては、信託財産の全部または一部を、わが国の短期債、コマーシャル・ペーパー等による運用に一時的に切り替える場合があります。

ファンドの目的・特色

安定重視資産内および成長重視資産内での配分比率は、投資対象のリスク水準等を勘案して決定し、定期的に見直します。



●リスクの低い資産クラスの配分比率を高くする一方、リスクの高い資産クラスの配分比率を低くするよう調整します。

※上図は当ファンドの資産配分について分かりやすく説明するためのイメージであり、各資産クラスの配分比率およびリスクの大きさ等を正確に表すものではありません。
また、実際に上記配分比率での運用を行なうことや、当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

2 資産配分比率について株式会社りそな銀行の助言を受けます。

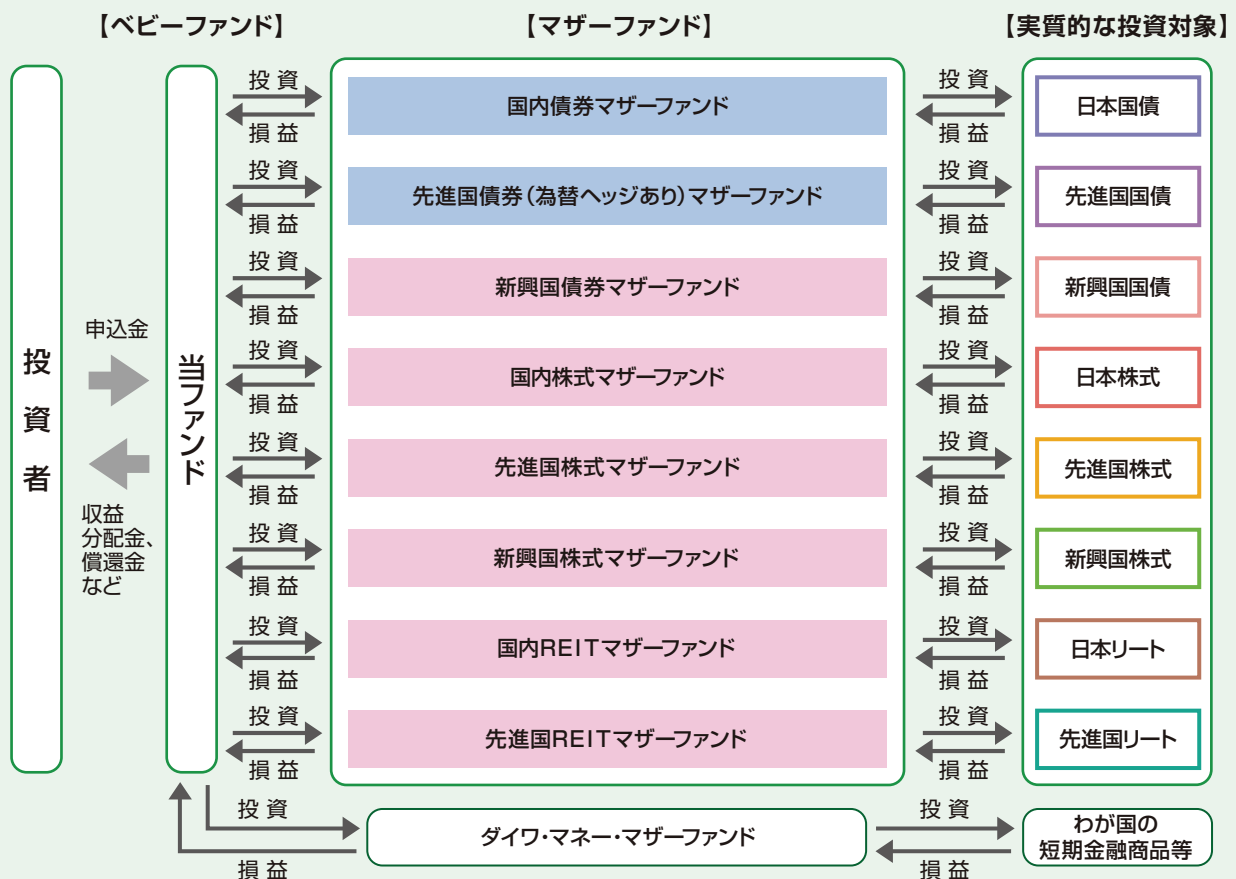
成長重視資産と安定重視資産の配分比率および各投資対象資産クラスの配分比率等の助言を受けます。

株式会社りそな銀行は、銀行法、金融商品取引法、その他関連する法令等を遵守して、ファンドの資産配分に関して投資助言を行ないます。

ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資産をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



※マザーファンドについて、くわしくは、「マザーファンドの概要」をご参照下さい。

- ・マザーファンドの受益証券の組入比率の合計は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ・マザーファンドにおいて、債券先物取引、株価指数先物取引またはリート指数先物取引を利用することがあります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。



[マザーファンドの概要]

マザーファンド	主要投資対象	主な投資態度
国内債券 マザーファンド	国内の国債	国内の国債市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
先進国債券 (為替ヘッジあり) マザーファンド	先進国の国家機関が発行する債券	日本を除く先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。為替変動リスクを低減するため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。
新興国債券 マザーファンド	新興国の国家機関が発行する債券	新興国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
国内株式 マザーファンド	国内株式、国内株式を対象とした株価指数先物取引および国内の債券	国内の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
先進国株式 マザーファンド	先進国株式、先進国株式を対象とした株価指数先物取引、先進国株式の指数を対象指数としたETFおよび国内の債券	日本を除く先進国の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
新興国株式 マザーファンド	新興国株式、新興国株式を対象とした株価指数先物取引、新興国株式の指数を対象指数としたETFおよび国内の債券	新興国の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
国内REIT マザーファンド	国内のリート、国内のリートを対象としたリート指数先物取引および国内の債券	国内のリート市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
先進国REIT マザーファンド	先進国のリート、先進国のリート指数を対象指数としたETF、先進国のリートを対象としたリート指数先物取引および国内の債券	日本を除く先進国のリート市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
ダイワ・マネー マザーファンド	本邦通貨表示の公社債	主としてわが国の公社債への投資により、利息収入の確保をめざして運用を行ないます。

分配方針

毎年5月8日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、平成26年5月8日(休業日の場合翌営業日)までとします。

〈分配方針〉

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。



基準価額の変動要因

- ◆ 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ◆ 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

価格変動リスク・信用リスク	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
	株 価 の 動 変 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。
	公 社 債 の 価 格 変 動 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。
	リートの価格変動 リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。
有価証券（指数）先物取引の利用に伴うリスク	先物の価格は、対象証券または指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落、または先物を売建てている場合の先物価格の上昇により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 先進国の債券については、為替ヘッジを行ないませんが、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。



カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
当ファンドの戦略に関するリスク	- 当ファンドは、内外の債券、株式およびリートの配分比率等を調整することで、安定した収益の獲得や下落リスクの抑制をねらいますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、また一定の基準価額水準を保証するものではありません。 - 市場の予期せぬ値動き等により、当戦略が効果的に機能しない可能性があり、その場合、下落リスクを低減できない場合や市場の上昇に追従できない場合があります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

- ◆ 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行います。



基準価額・純資産の推移

当ファンドは、平成25年10月21日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

分配の推移

当ファンドは、平成25年10月21日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドは、平成25年10月21日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

当ファンドは、平成25年10月21日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

※当ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

お申込みメモ

購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換 金 単 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日 (注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申 込 締 切 時 間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	平成25年10月21日から平成27年1月30日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
設 定 日	平成25年10月21日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込 受付の中止 および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消することがあります。
信 託 期 間	平成25年10月21日から平成40年5月8日まで 受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
繰 上 償 還	●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	毎年5月8日(休業日の場合翌営業日) ※第1計算期間は、平成26年5月8日(休業日の場合翌営業日)までとします。
収 益 分 配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信託金の限度額	2,000億円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ(http://www.daiwa-am.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です(平成26年1月1日以降)。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いには販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。



ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。 購入時の申込手数料の料率の上限は、 2.1%*(税抜2.0%) です。 *消費税率に応じて変更となることがあります(消費税率が8%になった場合は、 2.16% となります。)
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に対して 年率1.26%*(税抜1.2%) *消費税率に応じて変更となることがあります(消費税率が8%になった場合は、 年率1.296% となります。) ※運用管理費用は、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または 信託終了のときに信託財産中から支弁します。	
委 託 会 社	年率0.58%(税抜)	*左記の運用管理費用の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。
販 売 会 社	年率0.58%(税抜)	
受 託 会 社	年率0.04%(税抜)	
その他の費用・ 手 数 料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で 保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことが できません。	

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 (注1) 普通分配金に対して10.147%(注2)
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 (注1) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%(注2)

(注1) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

(注2) 平成26年1月1日から、税率は20.315%となります。

※少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

※上記は、平成25年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

大和投資信託

Daiwa Asset Management